

# 愛知県インドネシアサポートデスク

## 厳しくなる税務調査について

ニュースレター(第2号) 2026年5月29日

本ニュースレターは、「2026年度 愛知県インドネシアサポートデスク運営業務」を受託しております太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社(担当：前村・今枝)よりお送りしております。

このメールは、愛知県インドネシアサポートデスク(以下「サポートデスク」といいます。)が実施したセミナー及び名刺交換会にご参加登録頂いた皆様、及びサポートデスクをご利用頂いた皆様宛にお送りしております。

■□■インドネシア関連情報のご案内■□■-----

### ➤ はじめに

インドネシアでは国家歳入に占める税収の割合が高く、また、税収目標も毎年高く設定されています。2026年も上半期が終盤になり SP2DK(税務質問状)や税務調査に関する日系企業からのお問い合わせが増加しています。本ニュースレターでは、税務調査が厳しくなる背景について、税収目標と財務大臣規則 2025 年第 111 号 (Minister of Finance Regulation No. 111/2025。以下「PMK 111/2025」といいます。)に関連してお伝えします。

### ➤ インドネシアの税収目標

2026年のインドネシアの税収目標は、2,357.7兆ルピアと設定されています。この金額は、昨年達成できなかった2025年の目標よりさらに高いものとなっ

ています。過去3年の税収目標達成状況は下表のとおりです。

（金額単位：兆ルピア）

年	税収目標	実際の税収	達成率（%）
2023	1,818.3	1,869.2	102.8%
2024	1,988.9	1,932.4	97.2%
2025	2,189.3	1,917.6	87.6%
2026	2,357.7	—	—

コロナ禍後は資源高の恩恵を受けて、達成率 100%を超える年が続いていましたが、2024 年以降は2年連続で目標を下回っています。特に、2025 年は目標を大きく下回ったことに加えて、プラボウォ政権が掲げる目玉公約（全生徒向けの無料給食プログラム等）や、中東の原油問題など、財政赤字になりうる要因が複数懸念されているため、2026 年の目標達成プレッシャーはより大きくなると考えられます。

### ➤ 税収目標の達成を後押しする強力な新ルール

インドネシア財務省が発行した PMK 111/2025 は、納税者のコンプライアンスに関して規定されたルールであり、いわば、国税総局（DGT）が厳しい要求をする際の武器になりうるものといえます。

### ➤ PMK 111/2025 の主なポイント

PMK 111/2025 の内容自体は、これまでの DGT の内部通達ルール（SE-05/PJ/2022）と大きく変わりませんが、今回、財務大臣規則に格上げされたため、行政指導レベルの位置づけだった税務コンプライアンスの監視手続が、より強固な法的根拠を得たといえます。

PMK 111/2025 のポイントは以下です。

- 法的地位の格上げ：税務監視の手続きが、強制力のある「財務大臣規則」へと格上げ。
- データ照合の自動化：システムによるデータ照合（資産の所有権、金融

取引、事業ライセンスなどの外部データと、納税者が提出した申告書をシステム上で突き合わせ（クロスチェック）できるようになる）が本格化し、SP2DK や税務調査を受けるリスクが高まる。

- 経過措置なし：本規則は2026年1月1日から即時適用。

### ➤ 留意点

PMK 111/2025 では、各種レターの目的、送付方法、回答期限、回答しなかった場合のペナルティなどが細かく規定されています。その中でも特に以下の点に留意が必要です。

- 受領拒否の取り扱い：税務署が送ってきた SP2DK や警告書などのレターの受け取りを企業側が拒否した場合、それらは「無事に届いたもの」とみなされ、企業側が「回答を拒否した」と判断されます。これは非常に悪い印象を与え、より本格的な調査に発展する原因となります。
- 厳格なタイムライン：納税者は SP2DK 受領後のタイムラインも注意する必要があります。要求された期限を過ぎてから提出された書類は、税務調査時に「提出されなかったもの」とみなされ調査官の手持ちのデータのみで推定課税が実施されます。

### ➤ まとめ

納税者がやるべきことは大きく変わらず、事業実態と書類上の記載の整合性を保つ、書類間（財務諸表と税務申告書、各種法的書類等）の整合性を保つ、税務申告を正確に期限内に徹底するなどし、場合によっては自主的に修正申告を行うといったこととなります。加えて、SP2DK や税務調査の対応においては、各種期限がタイトであるものの厳守し、これまで以上にスピード感を持った、正確な対応が求められます。

■□■発行情報■□■-----

■発行元

2026年度愛知県インドネシアサポートデスク運営業務受託：  
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社  
URL: <https://www.grantthornton.jp/aboutus/advisors/>

（東京事務所）担当：公認会計士 今枝侑子  
〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18 階  
電話 03-6434-0729/FAX 03-5785-4132

（名古屋事務所）担当：公認会計士 花輪大資  
〒451-6025 愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー25 階  
電話 052-569-5605/FAX 052-569-5605

（現地事務所）担当：公認会計士 前村浩介  
Sudirman Plaza Plaza Marein 9th Floor  
Jl. Jend. Sudirman Kav. 76-78 Jakarta 12910, Indonesia  
電話 +62-(0)811-9889-3190

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更、その他のご質問  
は下記連絡先にご連絡下さい。

愛知県インドネシアサポートデスク 前村浩介（Kosuke Maemura）  
Email: [aichi.indonesiadesk@jp.gt.com](mailto:aichi.indonesiadesk@jp.gt.com)